

2020年4月10日

新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言の発出に伴うバス定期券（通勤・通学）の払戻について

新型インフルエンザ等特別措置法による緊急事態宣言の発出に伴い、バス定期券（通勤・通学）について、次の通り払戻をさせていただきます。

ただし、以下の「1. 払戻対象となる条件」①～③を全て満たしていること。

1. 払戻対象となる条件

- ① 緊急事態宣言に伴う外出自粛を事由とする
- ② 4月10日以前に購入された定期券または回数券
- ③ 緊急事態措置期間（解除された日も含む）を有効期間に含んでいること

2. 取扱期間

2020年4月10日から当分の間

3. 払戻し方法

有効期間開始日から最終登校日翌日又は最終外出自粛日翌日までを使用済み期間とし、これを1日2回乗車の割合で普通旅客運賃に換算し、その金額を運賃額から控除した残額から、手数料520円を差し引いて払戻させていただきます。